

パブリックコメント
公表用

いちき串木野市第 4 期障害者計画

第 7 期障害福祉計画

第 3 期障害児福祉計画

(素案)

鹿児島県 いちき串木野市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格・位置付け	1
1 計画の根拠	1
2 近年の国の動向等	2
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6
5 「障がい」の表記について	6
第2章 いちき串木野市の現状について	7
第1節 総人口の推移	7
1 人口及び高齢化率の推移	7
2 障害者手帳所持者の状況	8
3 障がい児等の状況	13
第2節 アンケート調査結果	14
第3節 アンケート調査結果まとめ	29
第3章 第4期いちき串木野市障害者計画	30
第1節 基本理念	30
第2節 重点目標	31
第3節 分野別施策	31
第4節 施策の体系図	32
第4章 分野別施策の基本的方策	33
第1節 啓発・広報	33
第2節 教育	35
第3節 雇用・就業	37
第4節 保健・医療	39
第5節 福祉	41
第6節 生活環境	42
第7節 スポーツ・レクリエーション及び文化活動	45
第8節 行政サービス等における配慮	46
第9節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	47

第5章 第7期いちき串木野市障害福祉計画	48
第3期いちき串木野市障害児福祉計画	48
第1節 基本理念	48
第2節 障害福祉サービス等に関する数値目標	50
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	50
2 地域生活支援の充実	50
3 福祉施設から一般就労への移行等	51
4 障害児支援の提供体制の整備等	52
5 相談支援体制の充実・強化等	54
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	54
第3節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援の見込量	55
1 訪問系サービス	55
2 日中活動系サービス	57
3 居住系サービス	62
4 相談支援	65
6 発達障害者等に対する支援	70
7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	71
8 相談支援体制の充実・強化のための取組	73
9 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	75
第4節 地域生活支援事業	76
第6章 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等	88
第7章 計画の推進体制	90
第1節 計画の推進体制	90
第2節 PDCA サイクルによる評価と計画の見直し	90
資料編	92
第1節 策定委員名簿（いちき串木野市地域自立支援協議会委員）	92
第2節 用語解説	93

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成28年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本市においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「いちき串木野市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定します。

第2節 計画の性格・位置付け

1 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

同時に、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を明らかにします。

2 近年の国の動向等

(1) 近年の国の動向

平成30年4月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成30年6月	障害者文化芸術推進法の制定
令和元年6月	読書バリアフリー法の制定
令和2年4月	障害者雇用促進法の改正
6月	バリアフリー法の改正
12月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和3年6月	障害者差別解消法の改正
9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援法の制定
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定
6月	児童福祉法の改正
6月	障害者総合支援法の改正
令和5年3月	障害者基本計画（第5次）の策定

(2) 障害者基本計画（第5次）の概要

国の障害者基本計画（第5次）の概要は下図のとおりです。

<p>【基本理念】</p> <p>共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。</p>												
<p>【基本原則】</p> <p>地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調</p>												
<p>【各分野に共通する横断的視点】</p> <p>「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」</p>												
<p>【各論の主な内容（11の分野）】</p> <table><tr><td>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td><td>6. 保健・医療の推進</td></tr><tr><td>2. 安全・安心な生活環境の整備</td><td>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</td></tr><tr><td>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</td><td>8. 教育の振興</td></tr><tr><td>4. 防災、防犯等の推進</td><td>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</td></tr><tr><td>5. 行政等における配慮の充実</td><td>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</td></tr><tr><td></td><td>11. 国際社会での協力・連携の推進</td></tr></table>	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	6. 保健・医療の推進	2. 安全・安心な生活環境の整備	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	8. 教育の振興	4. 防災、防犯等の推進	9. 雇用・就業、経済的自立の支援	5. 行政等における配慮の充実	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興		11. 国際社会での協力・連携の推進
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	6. 保健・医療の推進											
2. 安全・安心な生活環境の整備	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進											
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	8. 教育の振興											
4. 防災、防犯等の推進	9. 雇用・就業、経済的自立の支援											
5. 行政等における配慮の充実	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興											
	11. 国際社会での協力・連携の推進											

(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る国の基本指針

国から示された第7期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び前回指針の見直し点の主な事項は以下のとおりです。

【基本指針について】

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。計画期間は令和6年4月～令和9年3月

【基本指針の構成】

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 1 基本的理念
- 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 1 計画の作成に関する基本的事項
- 2 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 4 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 1 障害者等に対する虐待の防止
- 2 意思決定支援の促進
- 3 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 4 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進
- 6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(4) 鹿児島県障害者計画（第5次）の概要

鹿児島県においては令和5年3月に鹿児島県障害者計画（第5次）が策定されています。概要は以下のとおりです。

【目指す姿】

障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

【基本理念】

- 1 障害のある人もない人も「ともに生きる」社会
- 2 自らの選択・決定・参画の実現
- 3 安心していきいきと生活できる環境づくり

【重点的に取り組む施策】

- 1 県民の理解促進
- 2 差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 まちづくりの推進
- 4 障害福祉サービス提供体制の充実
- 5 地域移行の支援
- 6 障害児の支援
- 7 社会参加の促進
- 8 雇用・就業の支援
- 9 離島における対策

【分野別施策の基本的方向】

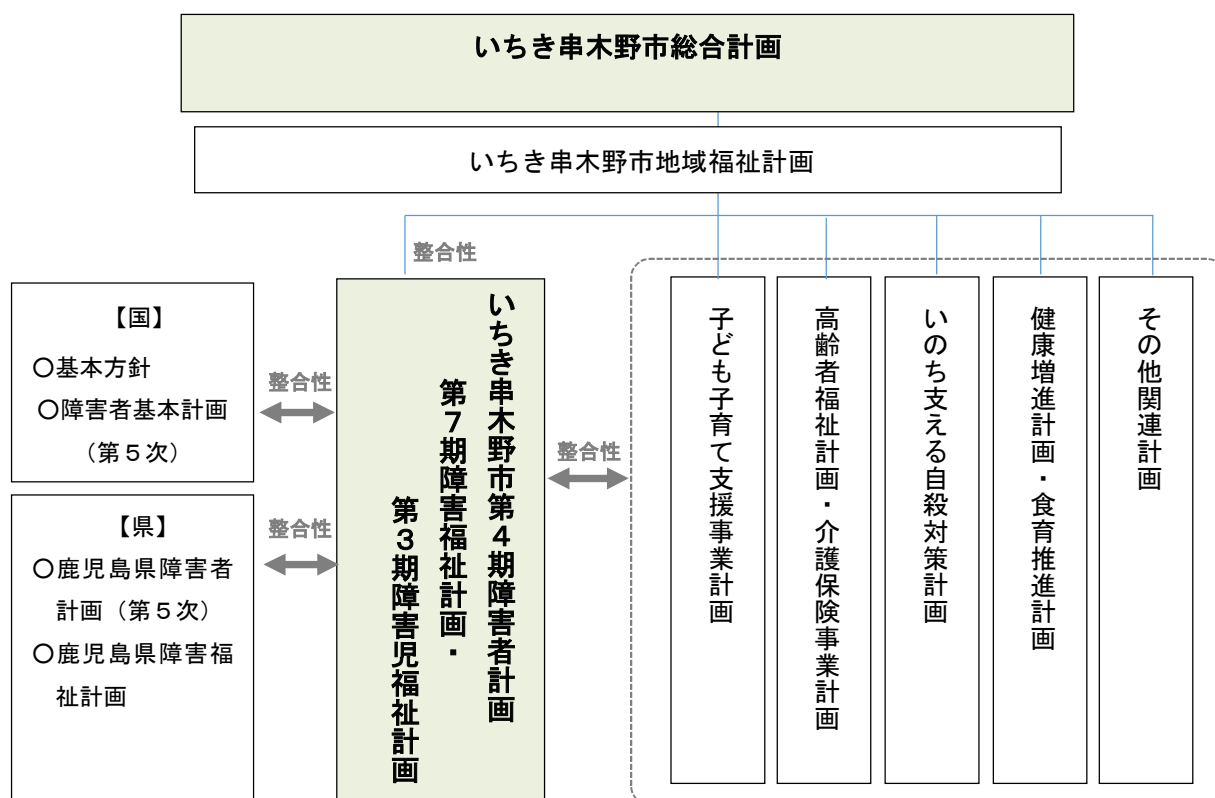
- 1 差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4 防災，防犯等の推進
- 5 行政における配慮の充実
- 6 保健・医療の推進
- 7 自立した生活の支援，意思決定支援の推進
- 8 教育の振興
- 9 雇用・就業，経済的自立の支援
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

3 計画の位置付け

本市における最上位計画である「いちき串木野市総合計画」との整合を図り、障害者福祉施策の基本的指針となるべきものとします。

また、障害者福祉のみならず、児童、高齢者福祉等の福祉関連計画はもとより、医療、保健に関連する計画や鹿児島県障害者計画等とも整合を図ります。

【国及び県、本市の上位計画・関連計画等との整合】



■ 障害者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

■ 障害福祉計画・障害児福祉計画

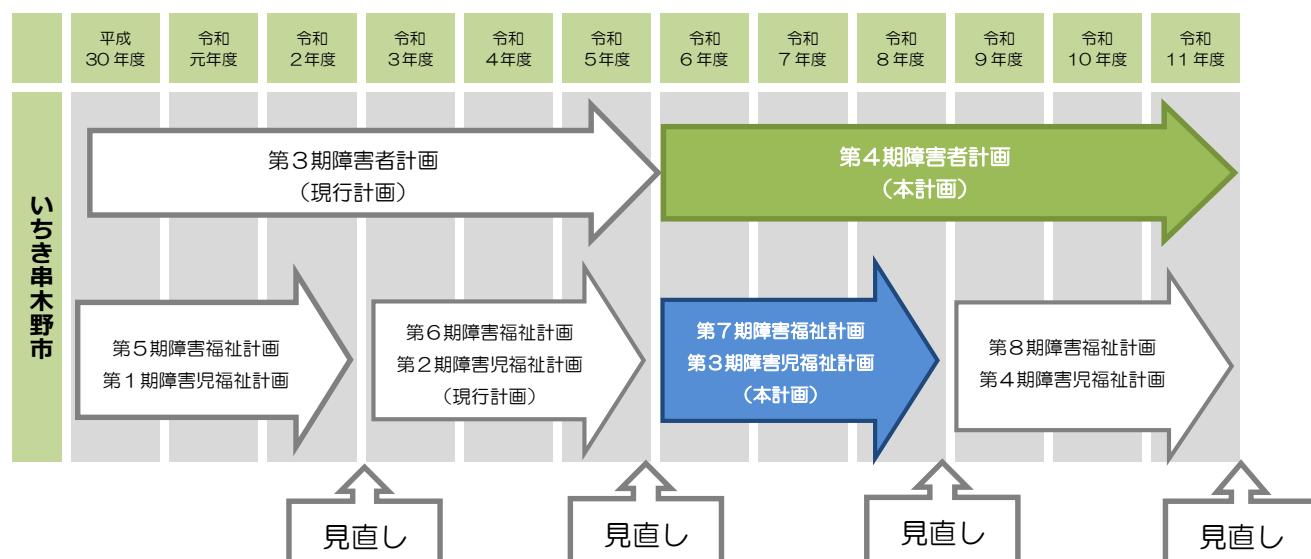
障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく本市の「障害福祉計画」、また、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく本市の「障害児福祉計画」であり、障がい者（児）が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

4 計画の期間

「第4期障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、障がい者（児）のニーズや障害福祉を取り巻く環境、社会情勢の急激な変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 いちき串木野市の現状について

第1節 総人口の推移

1 人口及び高齢化率の推移

本市の総人口は、令和5年で26,194人と減少傾向にあり、65歳以上人口は10,291人、総人口に占める割合は39.3%となっています。

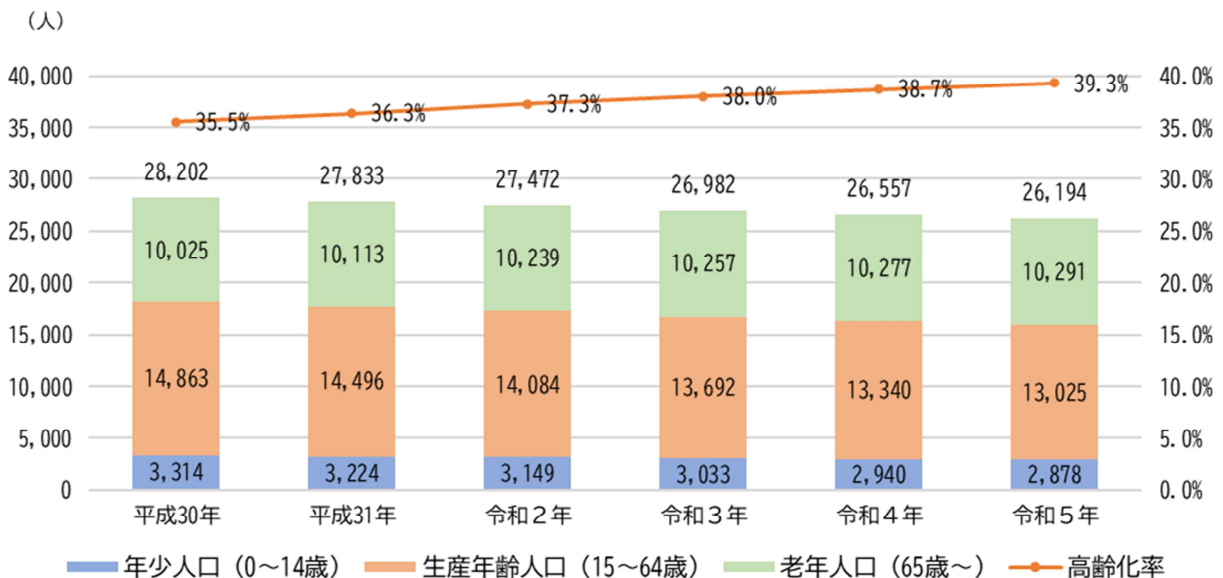
年齢3区分別でみると、老年人口は増加傾向で推移しており、年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。

【人口の推移】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口（0～14歳）	3,314	3,224	3,149	3,033	2,940	2,878
生産年齢人口（15～64歳）	14,863	14,496	14,084	13,692	13,340	13,025
老年人口（65歳～）	10,025	10,113	10,239	10,257	10,277	10,291
総人口	28,202	27,833	27,472	26,982	26,557	26,194
高齢化率	35.5%	36.3%	37.3%	38.0%	38.7%	39.3%

資料：市民生活課（住民基本台帳）

【年齢3区分における人口、高齢化率の推移】



各年3月31日現在

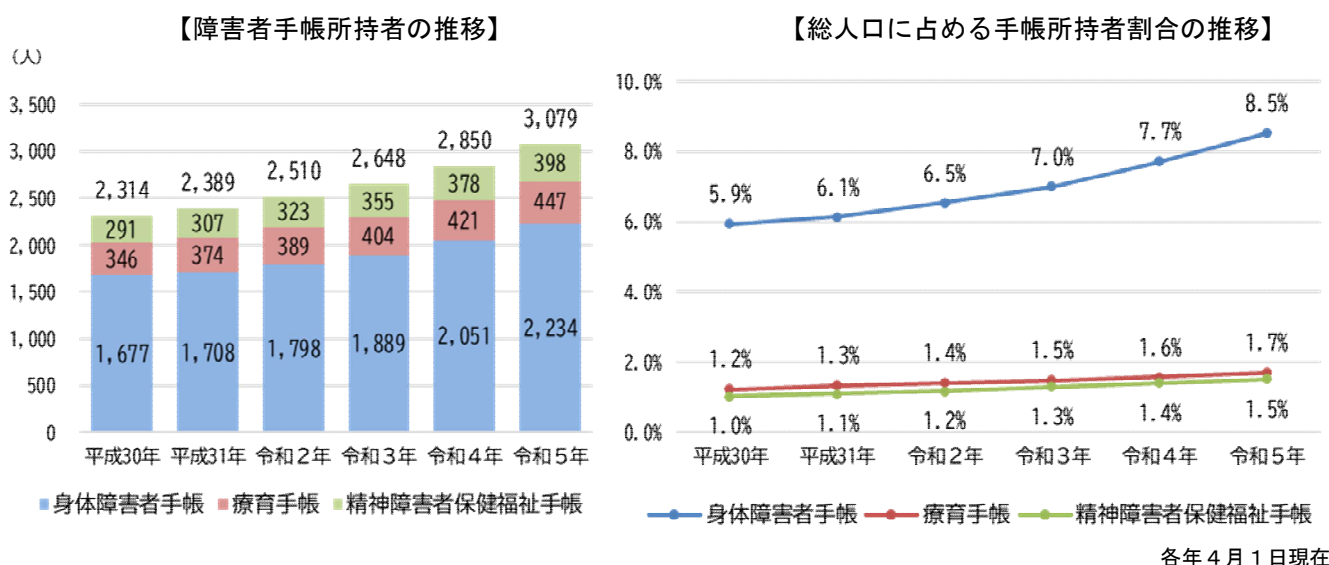
2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

障害者手帳所持者の総数は、令和5年で3,079人と、平成30年の2,314人と比較して765人増加しています。

手帳種別で見ると、身体障害者手帳が2,234人、療育手帳が447人、精神障害者保健福祉手帳が398人となっています。

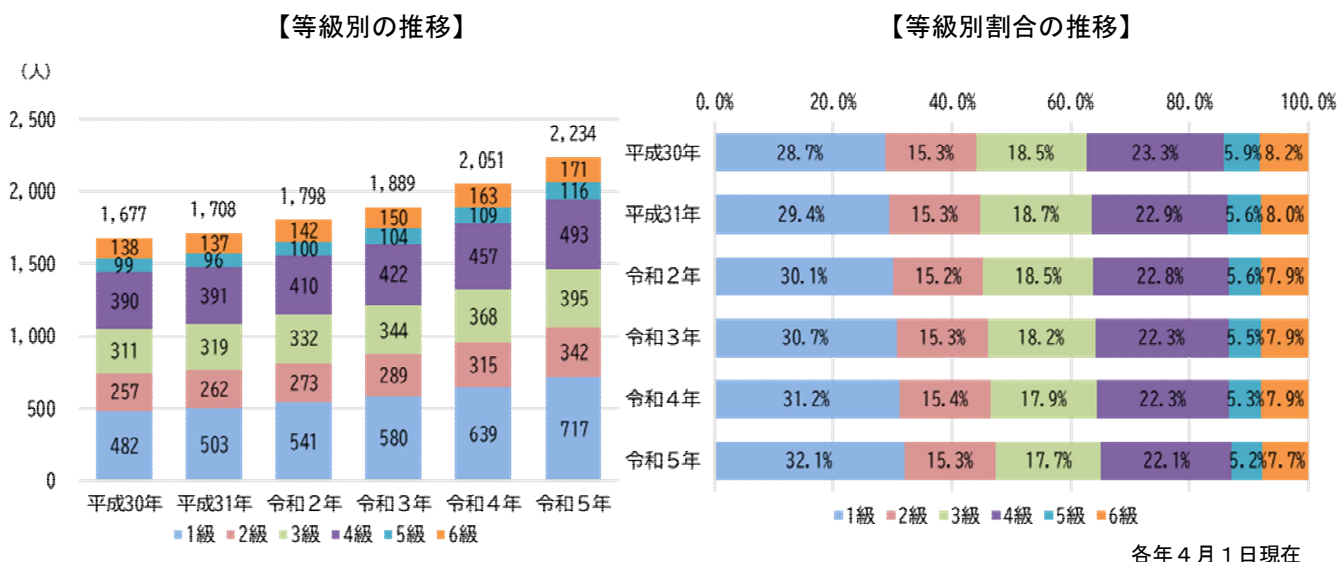
総人口に占める手帳所持者の割合で見ると、令和5年では、身体障害者手帳が8.5%、療育手帳が1.7%、精神障害者保健福祉手帳が1.5%となっています。



(2) 身体障害者手帳所持者の状況

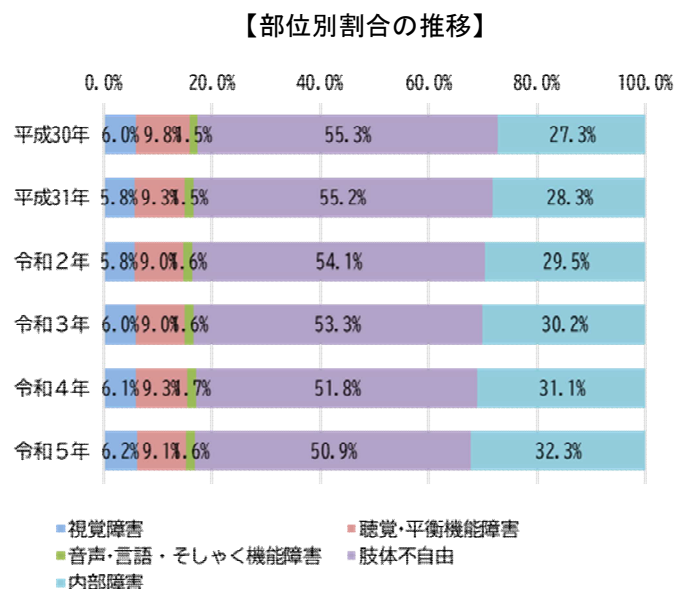
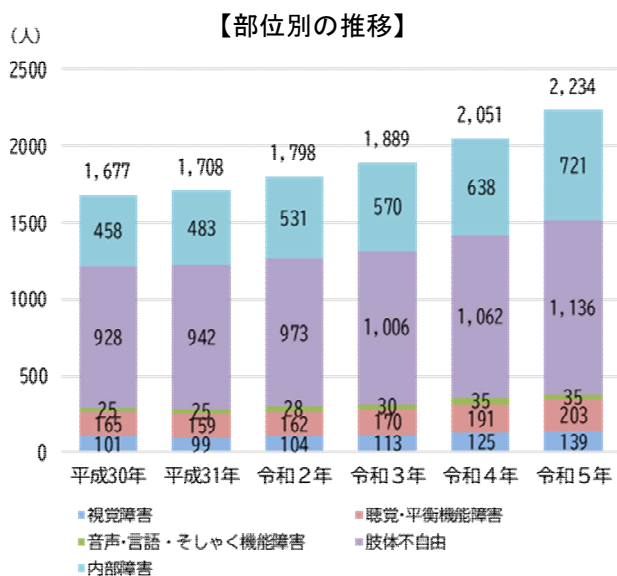
① 等級別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者を等級別割合で見ると、1級が32.1%と最も高く、次いで4級が22.1%、3級が17.7%となっています。



② 部位別の推移

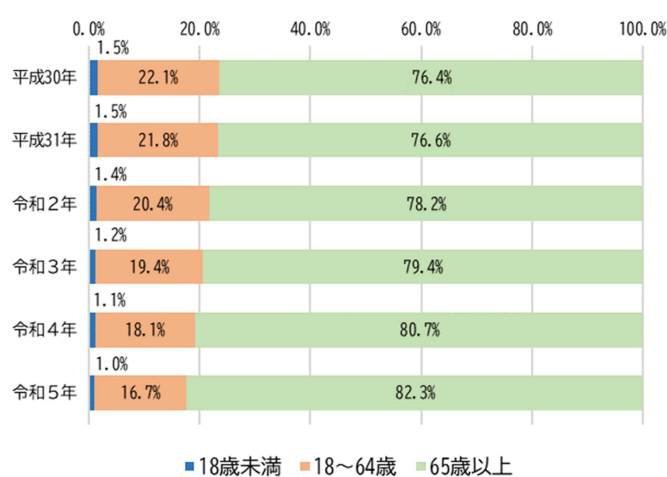
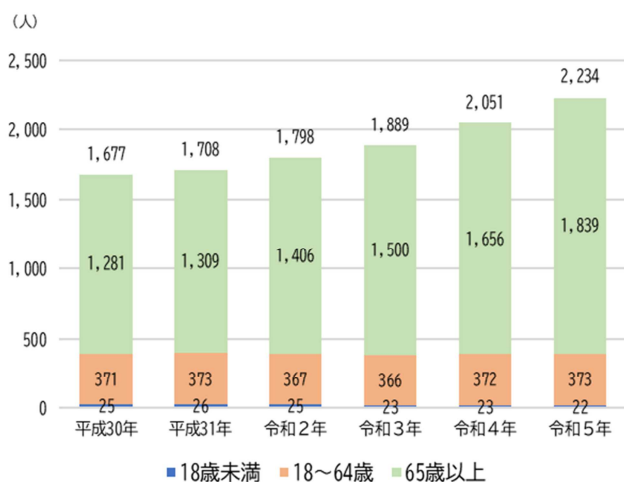
令和5年の身体障害者手帳所持者を部位別割合で見ると、「肢体不自由」が50.9%と最も高く、次いで「内部障害」が32.3%、「聴覚・平衡機能障害」が9.1%となっています。



各年4月1日現在

③ 年齢階層別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者を年齢階層別割合で見ると、18歳未満が1.0%、18～64歳が16.7%、65歳以上が82.3%となっています。



各年4月1日現在